美濃加茂市耐震改修促進計画

平成２０年３月　策定

令和８年９月　最終改定

目　　次

はじめに
計画策定の経緯と地震防災における位置づけ …… 2
第1　想定される地震の規模､想定される被害状況
1　想定される地震の規模 …… 2
第2　建築物の耐震化に係る目標
1　建築物の耐震化の現状 …… 4
(1) 住宅の耐震化の現状
(2) 特定建築物の耐震化の現状
2　建築物の耐震化の現状分析 …… 8
(1) 耐震化率の推移と評価
(2) 耐震化が進まない要因
3　建築物の耐震化の目標 …… 9
4　公共施設・防災拠点施設等の耐震化の現状・目標 …… 12
(1) 公共施設における耐震化
第3　建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針
1　役割分担の考え方・建築物所有者の努力義務 …… 14
(1) 市民・事業者(建築物所有者)の役割
(2) 市の役割
2　実施する事業の方針 …… 14
(1) 事業の考え方
(2) 実施する事業
3　重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方 …… 15
(1) 重点的に耐震化を図る地域
(2) 地震発生時に通行を確保すべき道路
(3) 重点的に耐震化を図る建築物
(4) より重点的に耐震化を図る建築物
4　令和7年度までにおける重点的な取組み …… 16
5　「命」を守るための多様な取組みの推進 …… 16
第4　建築物の耐震化を促進する施策
1　安心して耐震化が行える環境整備 …… 17
(1) 美濃加茂市建築物等耐震化促進事業
(2) 自治会等との連携
2　耐震化に関する啓発及び知識の普及 …… 18
(1) 相談体制の整備
(2) 情報提供の充実
3　地震時の建築物の総合的な安全対策 …… 20
(1) 地震時の建築物の総合的な安全対策
第5　指導・勧告又は命令等に関する事項
1　建築物の耐震改修の促進に関する法律による指導等 …… 20
(1) 要緊急安全確認大規模建築物（法附則第3条該当）
(2) 要安全確認計画記載建築物（法第7条該当）
(3) 特定既存耐震不適格建築物（法第14条、第15条該当）
(4) 既存耐震不適格建築物（法第16条該当）
第6　建築物の耐震化の推進に関する事項
1　市が定める耐震改修促進計画 …… 23
2　計画の推進体制 …… 23
3　耐震義務化路線 …… 24

はじめに

計画策定の経緯と地震防災における位置づけ

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 6 条の規定に基づき、美濃加茂市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、平成 20 年 3 月に「美濃加茂市耐震改修促進計画」として策定した。

平成 24 年 1 月の「岐阜県耐震改修促進計画」の見直し及び平成 28 年 3 月に国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」が示されたことに合わせて改定を行ってきたが、引き続き耐震改修の促進を行う必要があることなどから、国の基本的な方針や「岐阜県耐震改修促進計画（第４期計画）」を踏まえて「美濃加茂市耐震改修促進計画」の目標年度を令和 12 年度とする改定を行い、耐震改修の推進を図るものである。

また、平成 27 年 9 月の国連総会において採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において掲げられた 17 の国際目標（ＳＤＧｓ）に関して、美濃加茂市では令和 2 年 7 月 1 日に「みのかもＳＤＧｓ推進宣言」を行っている。

本計画の取り組みは、この 17 のＳＤＧｓのうち、特に目標 11【住み続けられるまちづくりを】と関連が深いことから、これらの目標の視点も踏まえたうえで、取り組みを推進する。



第１　想定される地震の規模、想定される被害状況

以下の被害想定は、平成 23 年度から 24 年度にかけて岐阜県が実施した「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」及び平成 29 年度から 30 年度にかけて実施した「内陸直下地震に係る震度分析解析・被害想定調査結果」に基づくものである。

１　想定される地震の規模

岐阜県は、全国的にみても活断層の分布密度がかなり高く、大小合わせて約 100 本もの活断層が存在し有史以来地震による被害を多く受けてきた。特に 1891 年に発生した濃尾地震は日本の内陸部で発生した最大級の地震（マグニチュード 8.0）であり、県内だけでも 5 千人近い死者を出すという甚大な被害を受けた。そして今、南海トラフの巨大地震の発生の危険性が高まっている。

表１－１　美濃加茂市で想定される地震の規模と建物被害

想定される地震 、断層	最大震度	ＰＬ値（液状化指数）※	建物被害（棟数）	
			全壊	半壊
南海トラフの巨大地震★	5.82(震度 6 弱)	30.04	362	1309
揖斐川－武儀川（濃尾）	6.06(震度 6 強)	18.65	914	2723
長良川上流（北側震源）	5.72(震度 6 弱)	12.78	212	1304
長良川上流（南側震源）	5.12(震度 5 強)	0	0	19
屏風山・恵那山及び猿投山	5.56(震度 6 弱)	1.64	27	444
阿寺（北側震源）	5.38(震度 5 強)	3.25	4	164
阿寺（南側震源）★	5.34(震度 5 強)	0.00	1	123
跡津川★	5.26(震度 5 強)	1.16	1	103
養老－桑名－四日市★	5.61(震度 6 弱)	9.97	28	354
高山・大原（北側震源）★	5.25(震度 5 強)	0.64	1	67
高山・大原（南側震源）	4.78(震度 5 弱)	0	0	2

※ＰＬ値（液状化指数）ＰＬ値>15：液状化の可能性が大　5＜ＰＬ値≦15：液状化の可能性がある
★岐阜県が実施した平成23～24年度岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査及び内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査（平成 29～30 年度実施）による。

第２　建築物の耐震化に係る目標

１　建築物の耐震化の現状

建築基準法の耐震基準に関する改正が昭和 56 年 6 月 1 日から施行され新耐震設計法が導入された。本計画では、これ以降に着工された建築物を「新基準建築物」、これより前に着工された建築物を「旧基準建築物」という。また、本文中の言葉の定義は以下のとおりである。

「建築物の耐震化」…建築物の地震に対する安全性を確保すること。

「耐震化されている建築物」…新基準建築物、旧基準建築物のうち耐震診断結果により耐震性を満たしている建築物又は耐震改修した建築物。

「耐震化率」…建築物の全数に対する耐震化されている建築物の割合。（住宅においては戸数）

「耐震性が不十分な建築物」…旧基準建築物のうち、耐震診断の結果、耐震性が不十分であり、かつ耐震改修を行なっていない建築物。

(1) 住宅の耐震化の現状

市内の建築年代別住宅数は、5 年ごとに行われている住宅・土地統計調査（総務省統計局）によると表２－１のとおりである。

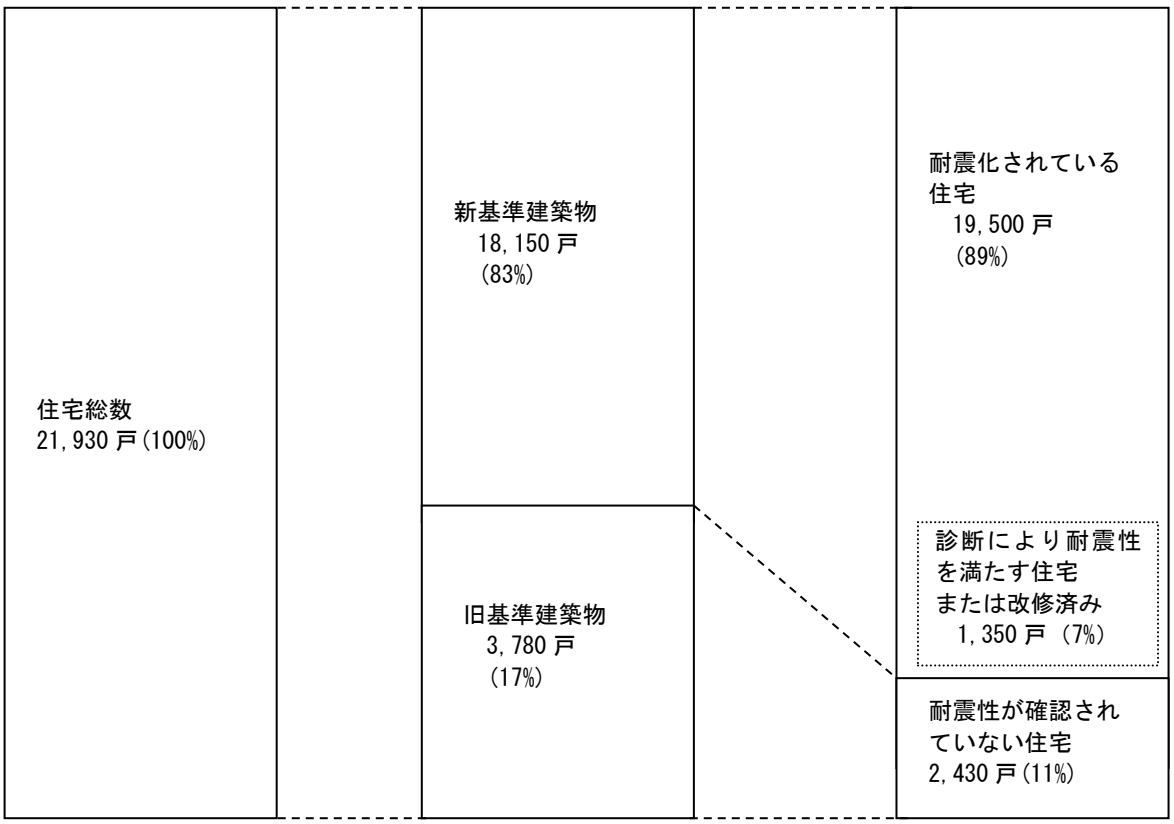
表２－１　建築年代別住宅数　（単位：戸）

年代別 / 建築年		H10 年調査		H15 年調査		H20 年調査		H25 年調査		H30 年調査		R5 年調査	
		戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)
旧基準	S35 年以前	2,940	20%	2,740	16%	2,590	14%	2,340	11%	1,440	7%	1,260	6%
	S36 年～45 年												
	S46 年～55 年	3,000	20%	2,710	16%	2,810	15%	2,550	13%	2,640	13%	2,520	11%
	計	5,940	40%	5,450	32%	5,400	29%	4,890	24%	4,080	19%	3,780	17%
新基準	S56 年～60 年	3,690	25%	1,780	11%	2,840	15%	2,290	12%	2,730	13%	2,850	13%
	S61 年～H2 年			1,950	12%								
	H3 年～7 年	2,380	16%	2,490	15%	2,790	15%	2,350	12%	4,800	23%	4,300	20%
	H8 年～12 年	2,710	18%	3,240	19%	3,160	17%	2,990	15%				
	H13 年～17 年	－	－	1,230	7%	2,570	14%	2,180	11%	5,010	24%	5,040	23%
	H18 年～22 年	－	－	－	－	1,530	8%	4,090	20%				
	H23 年～H27	－	－	－	－	－	－	580	3%	2,420	12%	3,820	17%
	H28 年～R2 年									1,030	5%		
	R3 年～R5 年											960	4%
	不　　詳	20	1%	620	4%	360	2%	680	3%	910	4%	1,180	5%
	計	8,800	60%	11,310	68%	13,250	71%	15,160	76%	16,900	81%	18,150	83%
合　　計		14,740		16,760		18,650		20,050		20,980	100%	21,930	100%
耐震改修済住宅		未調査		130	1%	460	1%	970	5%	1,220	6%	750	4%

本市における住宅の耐震化率の現状については、令和５年の住宅・土地統計調査によると、「新基準建築物の住宅」が 18,150 戸(83%)、「旧基準建築物の住宅」のうち「耐震診断結果により耐震性を満たす住宅※」については耐震診断結果の推計より約 1,350 戸（7%）であることから、市内の住宅総数 21,930 戸のうち 19,500 戸（89%）が「耐震化されている住宅」と推計できる。

※耐震改修済の住宅戸数を含む

図２－１　住宅の耐震化の現状(令和 5 年調査)



(2) 特定建築物の耐震化の現状

一定の用途及び規模要件に該当する建築物を本計画では「特定建築物」と定め、その用途、規模の要件は､表２－２のとおりとする。そのうち学校、体育館、病院、劇場、観覧場、展示場、百貨店、事務所､老人ホーム等の「1 号特定建築物」（以下「多数の者が利用する建築物」という。）の耐震化の現状は、建物所有者に対して実施したアンケート等の実態調査によると表２－３のとおりである。

表２－２　特定建築物一覧

号	NO	用途		特定建築物の規模要件
1号	1	学校	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、若しくは特別支援学校	階数２以上かつ1,000㎡以上
			上記以外の学校	階数３以上かつ1,000㎡以上
	2	体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数１以上かつ1,000㎡以上
	3	ボーリング場、スケート場水泳場その他これらに類する運動施設		階数３以上かつ1,000㎡以上
	4	病院、診療所		階数３以上かつ1,000㎡以上
	5	劇場、観覧場、映画館、演芸場		階数３以上かつ1,000㎡以上
	6	集会場、公会堂		階数３以上かつ1,000㎡以上
	7	展示場		階数３以上かつ1,000㎡以上
	8	卸売市場		階数３以上かつ1,000㎡以上
	9	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数３以上かつ1,000㎡以上
	10	ホテル、旅館		階数３以上かつ1,000㎡以上
	11	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿		階数３以上かつ1,000㎡以上
	12	事務所		階数３以上かつ1,000㎡以上
	13	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの		階数２以上かつ1,000㎡以上
	14	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		階数２以上かつ1,000㎡以上
	15	幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所		階数２以上かつ500㎡以上
	16	博物館、美術館、図書館		階数３以上かつ1,000㎡以上
	17	遊技場		階数３以上かつ1,000㎡以上
	18	公衆浴場		階数３以上かつ1,000㎡以上
	19	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		階数３以上かつ1,000㎡以上
	20	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		階数３以上かつ1,000㎡以上
	21	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）		階数３以上かつ1,000㎡以上
	22	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		階数３以上かつ1,000㎡以上
	23	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		階数３以上かつ1,000㎡以上
	24	郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		階数３以上かつ1,000㎡以上
2号	－	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第７条で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物
3号	－	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が岐阜県地域防災計画に位置付けられた緊急輸送道路に接する建築物		全ての建築物

表２－３　特定建築物の耐震化の現状　（単位：棟）

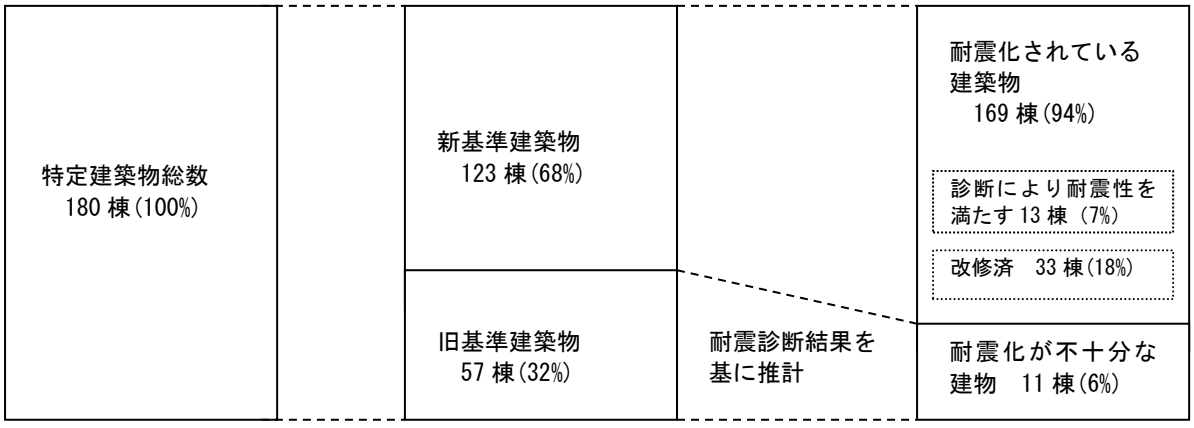
特定建築物の種類＼耐震化の現状		全棟数 A=B+C	新基準建築物 B	旧基準建築物 C	耐震改修実施済み D	耐震性を満たす E	耐震化されている建築物 F=B+D+E	耐震化率 G=F/A
1号	防災上重要な建築物（庁舎、病院、警察、学校等）	93	51	42	28	9	88	95%
	不特定多数の者が利用する建築物	13	11	2	0	2	13	100%
	特定多数の者が利用する建築物（賃貸住宅、事務所、工場等）	74	61	13	5	2	68	92%
	計	180	123	57	33	13	169	94%
2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	0	0	0	0	0	0	100%
3号	地震によって倒壊した場合において道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする建築	25	0	25	0	0	0	0%

注）A～D は実数値　E は推計値（岐阜県中濃建築事務所　特定建築物台帳より）

１号特定建築物については、「新基準建築物」が 123 棟（68%）、「旧基準建築物」57 棟のうち、「耐震改修実施済みのもの」が 33 棟（18%）、「耐震診断結果から耐震性を満たすもの」が 13 棟（7%）であることから、「耐震化されている建築物」は 169 棟となり、市内の 1 号特定建築物総数 180 棟のうち 169 棟(94%)が耐震化されていると推計できる。

３号特定建築物については、「旧基準建築物」25 棟のうち 23 棟の耐震診断が実施されていない。

図２－２　多数の者が利用する建築物の耐震化の現状（令和７年調査）



２　建築物の耐震化の現状分析

（１）耐震化率の推移と評価

第１期計画策定時以降、美濃加茂市の耐震化率は表２－４のとおり推移しているが、第３期計画で掲げた目標「住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率　95%」には至っていない。

しかし、この間に耐震性が不十分な住宅等は 17%から 11%と減少しており、これまでの補助制度や啓発などの施策により一定の成果は得られている。

表２－４　耐震化率の推移

住宅	約 83%（H25）	→	約 89%（H30）	→	約 89%（R5）
多数の者が利用する建築物	約 84%（H27）		約 91%（R2）		約 94%（R7）

（２）耐震化が進まない要因

「耐震化が進まない要因」について、表２－５のような要因が挙げられている。

表２－５　耐震化が進まない要因（R7.10　市町村ヒアリングより）

主な要因	主な意見	
経済的負担	・所有者側の経済事情 ・改修工事費が高い	**金銭負担がネック**
高齢者世帯のみの増加	・経済的負担 ・跡継ぎがいない	**住宅の将来が決まっていない**
【類似】家族構成の変化	・子供が独立（世帯分離）	
防災意識の希薄	・地震災害への危機感の薄れ ・耐震化の必要性を感じない	**住民理解が十分でない**

これらの課題に対しては、これまでも啓発や補助制度などで対応してきたが、今後は、狭まりつつある対象のニーズ把握を行いながら、より的確に促進するための施策検討が必要となってくる。

3　建築物の耐震化の目標

平成 7 年に発生した阪神淡路大震災では、建築物の倒壊による「圧死」で多くの尊い命が犠牲となり、平成 16 年の新潟県中越地震において、人的被害は少なかったものの、多くの建築物において倒壊あるいは損壊といった被害が発生した。また、平成 23 年の東日本大震災以降の地震では現行基準に適合する建築物においては、揺れによる大きな被害がさほど見られなかったことから、これまでに発生した地震による経験を生かした建築物の地震対策が有効であったと考えられる。

市民の安全、安心を確保し、地震被害の軽減を図るためには、建築物の耐震化は重要かつ緊急的な課題であり、総合的な建築物の耐震化対策を計画的かつ効果的に推進していく。

これまでの市の取り組み

・平成 14 年度から地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを推進することを目的として、木造住宅の耐震診断に対し、必要な経費の一部を助成するための事業を行っている。
・平成 16 年度からは、木造住宅の耐震補強工事に対し、必要な経費の一部を助成するための事業を行っている。
・平成 18 年度からは木造住宅耐震診断の無料化、木造住宅以外の建築物についても耐震診断や耐震補強工事に対し、必要な経費の一部を補助する事業を行っている。
・平成 20 年 3 月策定「美濃加茂市耐震改修促進計画」の適宜改定を行い計画的に建築物の耐震化の促進を進めている。

国の基本方針（抜粋）

建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下型地震緊急対策推進基本計画における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、令和 7 年までに少なくとも 95%にすることを目標とするとともに、令和 12 年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標とする。

令和 7 年 5 月に住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会【国土交通省】によるとりまとめにおいて、「現在設定されている目標を 5 年間スライドさせて設定（令和 12 年 95%、令和 17 年耐震性を有しない住宅のおおむね解消）することとしてはどうか。」との提言がされている。

県の耐震改修促進計画（抜粋）

住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化の現状、これまでの岐阜県強靭化計画の取組みや上記の国の動向を踏まえ、

＜第 4 期計画における目標＞

令和 12 年　住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率　95%

美濃加茂市の目標

住宅及び特定建築物の耐震化の現状、これまでの市の取組み、県の耐震改修促進計画、国の基本方針を踏まえ、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を令和 12 年度までに 95%にすることを目標とする。

耐震化率 95%を達成するため、令和 5 年から令和 12 年までの間に、住宅については約 1,315 戸、多数の者が利用する建築物（1 号特定建築物）については約 2 棟の耐震化が必要。耐震化の重要性・必要性についての普及啓発、耐震化を支援する施策をより一層推進することにより、旧基準建築物の建て替え・耐震改修の促進を図る。

図２－３　耐震化の目標の考え方

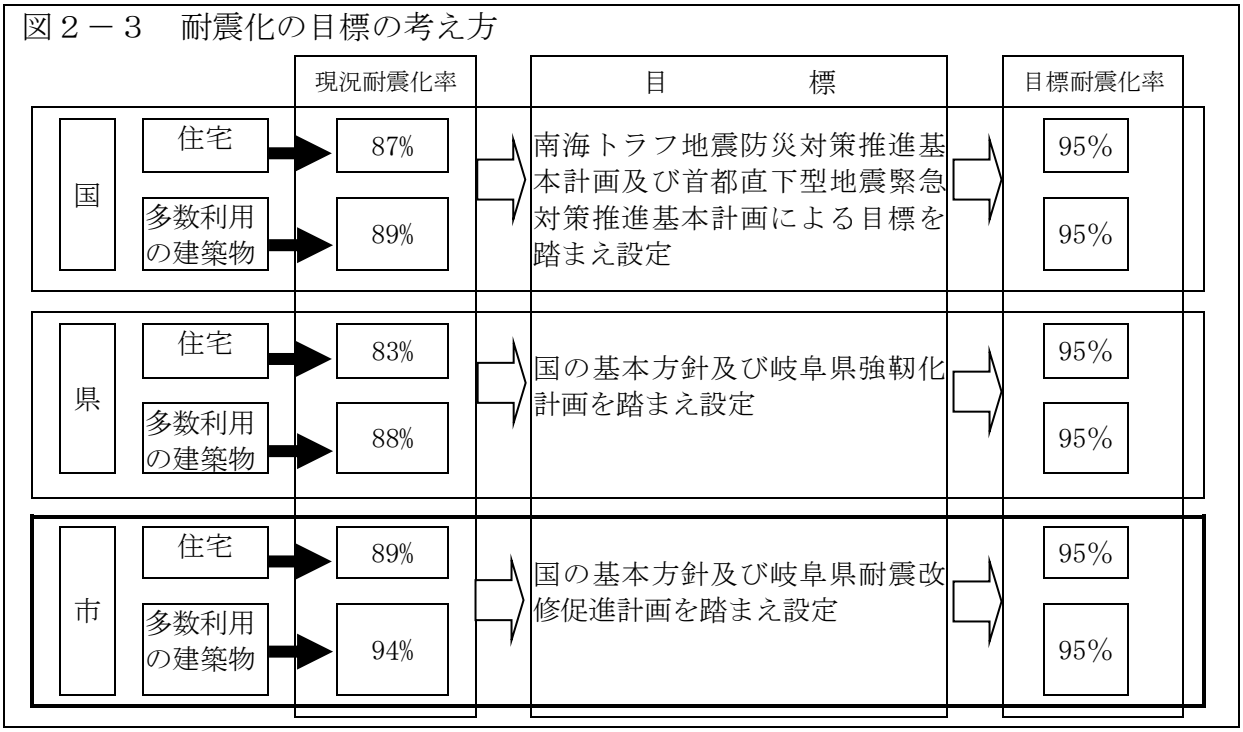
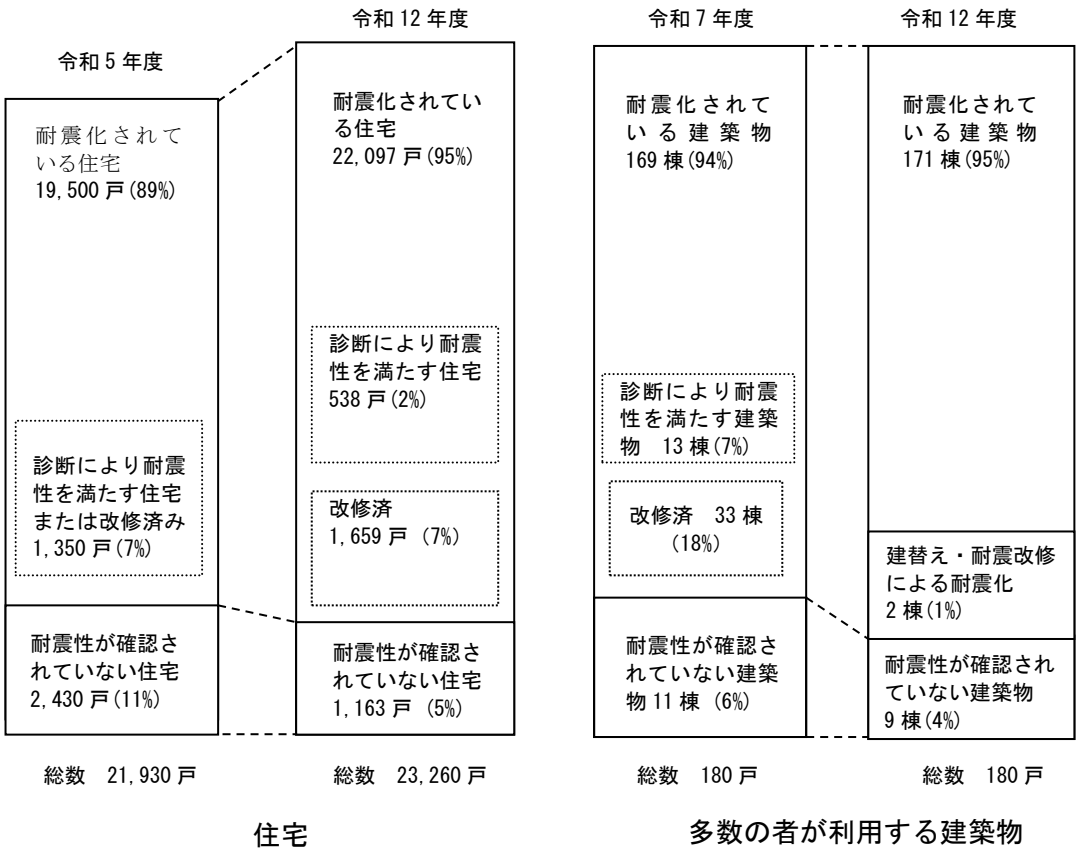


図２－４ 住宅・多数の者が利用する建築物の耐震化の目標(令和７年度)



４　公共施設・防災拠点施設等の耐震化の現状・目標

災害時に庁舎は災害対策本部、病院は医療救護活動の拠点、警察は応急活動拠点、学校は避難収容拠点となるなど、多くの公共施設は防災拠点施設として活用されるため、公共施設の耐震化を進めることは、被災時の利用者の安全の確保、被災後の応急対策活動の拠点施設としての機能確保に繋がり、大変重要である。

一方、平成 23 年に発生した東日本大震災では、公共施設か民間施設であるかを問わず、庁舎、警察、病院等の防災拠点施設や避難所が、津波あるいは揺れによる建物の損傷等によって使用不能となったほか、平成 28 年に発生した熊本地震でも揺れにより庁舎が損傷して立ち入りできなくなるなど、震災復興への対応能力が喪失したケースもある。これらの施設については、所有者による耐震性の早期確保が重要である。

このため、公共施設・防災拠点施設の耐震化については、建物の重要度や地震発生確率を踏まえ、倒壊危険度を考慮した優先順位の見直しを行うとともに、避難所にあっては、地域での避難所の耐震化状況を考慮した優先順位の見直しを行い、緊急度の高い施設から耐震化を進めることとする。

(1) 公共施設における耐震化

ア　耐震化の現状

市内公共施設における特定建築物（以下「公共特定建築物」という。）の耐震化の現状は、平成 23 年度に実施した実態調査(平成 26 年度に追加修正)によると表２－６のとおりである。

表２－６　公共特定建築物の耐震化の現状　　（単位：棟）

耐震化の現状 ＼ 特定建築物の種類	全棟数 A=B+C	新基準建築物 B	旧基準建築物 C	耐震改修実施済 D	耐震性を満たす E	耐震化されている建築物 F=B+D+E	耐震化率 G=F/A
防災上重要な建築物 (庁舎、病院、警察、学校等)	43	14	29	22	7	43	100%
不特定多数の者が利用する建築物 (劇場、集会場、店舗、ホテル等)	5	3	2	0	2	5	100%
特定多数の者が利用する建築物 (賃貸住宅、事務所、工場等)	12	6	6	2	2	10	83%
計	60	23	37	24	11	58	97%

公共特定建築物については、「新基準建築物」が 23 棟、「旧基準建築物」37 棟のうち、「耐震改修実施済みのもの」が 24 棟、「耐震診断結果から耐震性を満たすもの」が 11 棟であることから、「耐震化されている建築物」は 58 棟となり、市内の公共特定建築物総数 60 棟のうち 58 棟（97%）が耐震化されている。

なお、耐震診断の必要な旧基準建築物は、平成 27 年度までに全て耐震診断を完了している。

イ　耐震診断結果の公表

市内の公共施設のうち、市有特定建築物については、施設を利用する市民に対して耐震性の周知を行う必要があるため、耐震診断結果の公表に取り組む。

ウ　耐震化の目標

市有特定建築物の耐震性確保については、建築物の耐震改修の促進に関する法律により特定建築物の所有者として耐震改修を行うよう努めることとされていることに加え、特定建築物以外の市有施設についても施設所有者として「市民､施設利用者の生命（安全)」を守る責務があることから、早期に実施する必要がある。建物の耐震性能、建物の用途別の重要度及び地震発生確率を考慮の上、優先順位を基に、市の財政状況も勘案し耐震化を推進する。

この目標を達成するために、耐震化されていない市有特定建築物については、耐震改修や建て替え､使用中止又は除却等を検討し､今後も継続して耐震化を推進していく。

第３　建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針

１　役割分担の考え方・建築物所有者の努力義務

これまで、市では、平成７年の阪神・淡路大震災を教訓に地震防災対策を進めてきた。地震による被害を最小限にとどめるためには、市民、事業者、市が相互の信頼関係に基づき、「自らの生命は自ら守る」という自助の考え方、「みんなの地域はみんなで守る」という共助の考え方及び行政が担うべき公助の考え方を基に、建築物の耐震化の促進について協働し、連携することが必要である。

市民、事業者、市が危機意識を共有しつつ、それぞれの役割を自覚して、建築物の耐震化を推進していく。

(1) 市民・事業者（建築物所有者）の役割

・市民及び事業者は、所有する建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努める。
・市民及び事業者は、所有する既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第３条第２項の規定に該当するもの。）について耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努める。

(2) 市の役割

・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努める。
・市が所有する公共建築物の耐震化に率先して取り組む。
・建築物の耐震化を推進するため、耐震診断及び耐震改修工事に対し、必要な経費の一部を補助する事業を促進するよう努める。

２　実施する事業の方針

(1) 事業の考え方

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、市民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組む。

建築物の所有者による耐震化への取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を講じる。

これらの事業については、これまで計画期間内で一定の成果が得られたことから、今後も継続していく。

(2) 実施する事業

耐震化の促進のためには耐震診断等による耐震性能の把握が重要なことから、全ての建築物について適切な方法による耐震性能の把握を促進する事業を実施する。

耐震改修は、個人の財産である建築物に対して施工するものであることから、基本的に所有者の責任において実施されるべきものである。しかし、耐震化により建築物の被害が軽減されることにより、仮設住宅やがれきの減少が図られ、早期の復旧・復興に寄与すること、避難路が確保されること等から、耐震化を促進するための支援策として、

建築物が個人財産であることや市の財政状況等を考慮したうえで、耐震診断等を行った結果、耐震性が不十分であると判明した建築物について耐震性を満たすような改修を促進する事業を実施する。

木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修に対する支援を継続するとともに、防災意識の向上や支援制度のＰＲについて、より効果的な対策を積極的に実施する。

３　重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方

地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、全ての既存耐震不適格建築物について、耐震改修等により地震に対する安全性の向上を図ることを目的とし、特に以下の地域、建築物については、重点的に耐震化を図ることとする。

(1) 重点的に耐震化を図る地域：市内全域

本市は、南海トラフの巨大地震や内陸直下型地震により多くの被害が想定されていること、さらに想定される地震の他にも県内には活断層が無数に存在すると考えられていることから、市内全域を重点的に耐震化を図る地域とする。

(2) 地震発生時に通行を確保すべき道路

大規模震災時には、道路・橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多い。また、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の災害応急対策を迅速に実施するためには、要員、物資等の緊急輸送を円滑に行う必要があり、その経路の確保が重要である。

岐阜県耐震改修促進計画では、法第 5 条第 3 項第 3 号に基づき「建築物の倒壊によって多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するための道路」として、岐阜県地域防災計画に定められた第 1 次から第 3 次までの緊急輸送道路を指定している。また、このうち、隣県、県内各地域を繋ぐ特に主要な緊急輸送道路として、岐阜県耐震改修促進計画別表２に示す道路を優先的に通行を確保すべき道路として位置付け、法第 5 条第 3 項第 2 号に基づく道路として指定している。

市では、美濃加茂市地域防災計画において被災時の広域防災拠点、地域防災拠点、コミュニティ防災拠点とのネットワークを構築する第 1 次から第 3 次までの緊急輸送道路を指定している。

(3) 重点的に耐震化を図る建築物：多数の者が利用する建築物等、木造住宅、市有建築物

1 号特定建築物については、多数の者が利用する建築物であり地震発生時に利用者の安全を確保する必要性が高いこと、2 号特定建築物については危険物を取り扱う建築物であり倒壊した場合、多大な被害につながるおそれがあること、3 号特定建築物については倒壊した場合道路を閉塞し多数の者の円滑な避難を妨げるおそれがあることから、全ての特定建築物、及び過去の地震における被害状況等を踏まえ、既存耐震不適格建築物のうち、木造住宅については、その耐震性について特に問題があると考えられることから「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

(4) より重点的に耐震化を図る建築物：耐震診断義務付け建築物

法附則第 3 条の規定による要緊急安全確認大規模建築物及び法第 7 条の規定による要安全確認計画記載建築物については、地震発生時における人的被害の可能性及び応急活

動への影響を考慮し、また法に基づき耐震診断が義務付けされていることから「より重点的に耐震化を図る建築物」とする。

4　令和 12 年度までにおける重点的な取組み

これまでの計画期間内では、主に以下の観点により、耐震化施策を進めてきた。

・耐震性を把握するための「耐震診断」に重点を置き、耐震診断や啓発・補助を実施。
・耐震化向上を目指すため、住宅、建築物とも幅広に施策を展開。

その結果、当初計画策定時に比べて、耐震性のない住宅や建築物を減少させ、また耐震診断の実施が進むなど、耐震化に関する段階がこれまでから変わりつつある。

よって、令和７年度までに、図３－１の通り、対象による施策の重点化を図り、「診断」から「耐震化」への取組みを強化することとする。

図３－１　重点的に取組む対象建築物と施策の方向性

対象（3　重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方より）		施策（方向性）	
区分	対象建築物	対象	啓発
耐震化を図る建築物	・全ての耐震性のない建築物※1	広く市民向け	診断に重点
重点的に耐震化を図る建築物	・多数の者が利用する建築物等※2 ・木造住宅 ・市有建築物	診断実施済の所有者向けに重点	改修に重点
より重点的に耐震化を図る建築物	○耐震診断義務付け建築物 ・一定規模以上で多数の者が利用する建築物※3 ・防災拠点施設※4 ・緊急輸送道路沿道建築物※4	全所有者向け	改修



※1　全ての既存耐震不適格建築物
※2　1 号～3 号特定建築物のうち、既存耐震不適格建築物であるもの。（特定既存耐震不適格建築物）
※3　要緊急安全確認大規模建築物
※4　要安全確認計画記載建築物

5　「命」を守るための多様な取組みの推進

「木造住宅の耐震化」では、現在の建築基準法で想定する大地震動（極めてまれに発生する地震）において倒壊しないことが要求されており、地震による被害軽減のためにも耐震化の促進は非常に重要である。

しかしながら、旧基準木造住宅所有者の中には、その家族構成や生活形態あるいは経済的理由など、様々な理由により耐震化を実施できない者もおり、これらの所有者に対しては、

住宅の損傷防止だけでなく人命を守るという視点から、将来的な耐震化を前提に、部分的に損傷するものの建物全体としては倒壊しない性能が確保されるといった簡易補強を推進することも必要である。

また、市民の多様な価値観やライフスタイルなどに対応し、市民の命を守る視点から、耐震シェルターの設置など、簡易補強以外の建築物に関する新たな防災手法についての検討も必要である。

第４　建築物の耐震化を促進する施策

１　安心して耐震化が行える環境整備

建築物の所有者による耐震化への取組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を次のとおり行う。

(1) 美濃加茂市建築物等耐震化促進事業

ア　美濃加茂市建築物等耐震化促進事業の概要

旧基準建築物の耐震診断・耐震改修工事に対して国・県と協働して補助を平成14 年度から実施し、この間、地震災害によって明らかになった課題やニーズに応じて制度拡充を行ってきた。今後も耐震化の積極的な推進を図るうえで、必要な予算の確保や制度の拡充等に努める。

今後も住宅・建築物の耐震化を促進するため、国・県と協働して耐震診断・耐震改修工事に対する補助事業を進める。

≪耐震診断≫

平成 14 年度から木造住宅を対象として補助を実施しており、平成 18 年度からは全ての建築物に補助対象を拡充した。平成 20 年度からは木造住宅について所有者負担をなくし、補助を拡充している。

≪耐震改修設計≫

平成 28 年度、県が特定建築物に対する補助を開始したことに伴い、市の補助制度を新設した。

≪耐震改修工事≫

平成 16 年度から木造住宅を対象として補助を実施しており、平成 18 年度からは特定建築物及び分譲マンションに補助対象を拡充した。平成 21 年度に県が補助対象を拡大したことに伴い、一定の要件に該当する住宅の簡易補強工事についても補助対象とし、平成 25 年度からは当該要件を撤廃した。

また、平成 25 年度から国の加算制度が始まり平成 27 年度まで実施された。平成 28 年度については、市の加算制度を実施したが、平成 29 年度の国の制度拡充に伴い撤廃した。

平成 30 年度に県が補助対象を拡大したことに伴い、特定天井を補助対象に拡充し、「ブロック塀等の安全確保に関する事業」が始まったことに伴い、平成 31 年度からはブロック塀等を補助対象とする。

※ブロック塀等については、表４－１で位置付けた「ブロック塀等の安全確

保に関する事業の対象となる道路」沿道のブロック塀等を対象に補助を実施する。

表４－１　ブロック塀等の安全確保に関する事業の対象となる道路

道路の種類	岐阜県による指定	美濃加茂市による指定
緊急輸送道路	・岐阜県地域防災計画に定められた第１次から第３次までの緊急輸送道路。 ・優先的に通行を確保すべき道路として位置づけ、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第123号）第５条第３項第２号に基づき指定する道路。（岐阜県耐震改修促進計画 別表2）	美濃加茂市地域防災計画にて指定する第１次から第３次までの緊急輸送道路
通学路		美濃加茂市内の各小中学校で指定され、美濃加茂市教育委員会で管理する市内全域の指定通学路

イ　市民要望に対する的確な対応

東日本大震災以降、市民の地震対策への関心は高まってきたが、ここ数年はまた耐震診断等の件数が減少傾向にあり、更なる啓発を行うと共に、耐震診断や耐震補強などの耐震化に係る経済的負担を軽減するための補助金についても、市民の要望に対して不足とならないよう的確な対応に努める。

ウ　補助事業の活用促進を図るための取組み

建築物の耐震化補助制度については、その積極的な活用が図られ、耐震化の一層の促進に資するよう、耐震化の進捗状況、所有者・地域の特性、市の財政状況などを総合的に勘案して、必要に応じ制度の見直しを行う。

(2) 自治会等との連携

地震防災対策では、「みんなの地域はみんなで守る」という共助の考え方が重要である。自治会等は地域の災害時対応において重要な役割を果たすほか、平常時においても地震時の危険箇所の点検や、耐震化の啓発活動を行うことが期待される。また、地域に密着した専門家や自主防災組織の育成、ＮＰＯとの連携等幅広い取組みが必要である。

市では、県による各種情報の提供、専門家の派遣等必要な支援の下に、このような地域の取組みを支援する施策を講じる。

２　耐震化に関する啓発及び知識の普及

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方をもとに地域防災対策は自らの問

題、地域の問題という意識を持つことが重要であるため、市民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組む必要がある。

住宅については、「美濃加茂市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を実施し、特に積極的な普及・啓発に取り組む。

(1) 相談体制の整備

ア　岐阜県木造住宅耐震相談士の活用

安心して木造住宅の耐震診断及び耐震改修を進めるため、診断・改修に関する適切な知識を有する「身近に気軽に相談できる専門家」として、県が養成する「岐阜県木造住宅耐震相談士」（以下「相談士」という。）を活用する。

なお、相談士の名簿については、補助制度を行う市の窓口において閲覧できることとしており、相談士の制度について周知を図っている。

イ　建築相談窓口

市では、相談窓口を開設し市民が気軽に相談できる体制をとるとともに県や建築関連団体の窓口を紹介するなど幅広く対応している。

県においては、県庁や各建築事務所において「建築相談窓口」を設置して相談に応じているほか、建築物の設計・施工について豊富な知識と経験を持つ建築関連団体においても相談窓口を開設している。

(2) 情報提供の充実

ア　パンフレットの作成・配布

市ではこれまで市民向けの相談会、パンフレット、インターネット、広報等により建築物の耐震化について市民への普及・啓発に取り組んできた。

今後も県及び建築関係団体と連携して耐震化等に関する情報提供を行い、各種補助制度や耐震化の必要性・重要性について啓発する。

また、住宅設備の更新や、バリアフリー改修（高齢者向け住宅改修）等の機会を捉えて耐震改修の実施を促すことが重要で効果的であるため、リフォーム等と合わせて耐震改修が行われるよう普及・啓発を図る。

イ　広報媒体を活用した周知

市のホームページや市広報、自治会回覧を活用した普及・啓発を実施する。

ウ　耐震啓発ローラー作戦の実施

木造住宅の無料耐震診断(平成 20 年度から)、耐震補強工事への支援の要件緩和等、より活用しやすい補助制度とするための見直しを行った。

また、市内全域を対象に、木造住宅の耐震化促進に資するよう、戸別訪問による耐震化の重要性・緊急性の周知と地域ぐるみの地震対策につながるよう地域の実情に応じたきめ細やかな普及啓発を行うため、「美濃加茂市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を実施する。

エ　診断済み建築物等の所有者への啓発強化

これまで補助制度を活用して耐震診断を実施した建築物等で、耐震性が不十分で

あることが判明した建築物等の所有者に対し、個別に働きかけを行い、耐震化を促す。

オ　普及啓発重点地区の選定

近い将来発生が予想されている南海トラフの巨大地震による被害の軽減を図るためには、限られた時間の中で効率的に建築物の耐震化を促進する必要がある。

このため、旧基準建築物の密集地や緊急輸送道路沿道、防災拠点施設の位置等、地域の特性を考慮した普及啓発重点地区を選定し、効率的な普及啓発活動を行う。

カ　地震ハザードマップの作成・公表

地震に対する注意喚起と防災意識の高揚を図るためには、市民にとって理解しやすく､発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地震ハザードマップ（災害予測地図）の提示が有効である。

このようなマップを活用することで、地震対策の推進に寄与することから、平成20 年度に地震による揺れやすさのわかる地震ハザードマップを作成し公表すると共に、各戸へ配布している。

３　地震時の建築物の総合的な安全対策

(1) 地震時の建築物の総合的な安全対策

これまでの地震被害の状況から、住宅・建築物の耐震化と合わせて、ブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス、天井等の落下防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策、家具の転倒防止対策の必要性が指摘されている。

このため、県と連携し、被害の発生するおそれのある建築物の所有者に対し、必要な措置を講じるよう指導・啓発し、地震時の総合的な建築物の安全対策を推進する。

第５　指導・勧告又は命令等に関する事項

１　建築物の耐震改修の促進に関する法律による指導等

平成 25 年の法改正により、所管行政庁では全ての既存耐震不適格建築物に対して指導・助言を行うことができるようになった。

これまでも県によって、耐震性のない建築物に対して一定の指導・助言等を行われてきたが、法の改正に伴い、今後は下記の区分により、指導・助言、あるいは耐震診断の結果の公表、指導内容の公表を行う。

(1) 要緊急安全確認大規模建築物（法附則第 3 条該当）

要緊急安全確認大規模建築物の所有者は、耐震診断の結果について、所管行政庁が定める期日までに所管行政庁へ報告しなければならないが、適正な報告がなされない場合にあっては、報告を促し、なお、報告をしない場合にあっては、所有者に対し耐震診断結果の報告を行うべきことを命じ、必要に応じてその旨を県ＨＰ等により公表を行う。

報告された耐震診断の結果については、県 HP 等により平成 29 年 3 月 28 日に公表を行っている。

(2) 要安全確認計画記載建築物（法第 7 条該当）

要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果について、所管行政庁が定める期日までに所管行政庁へ報告しなければならないが、適正な報告がなされない場合にあっては、報告を促し、なお、報告しない場合にあっては、所有者に対し耐震診断結果の報告を行うべきことを命じ、必要に応じてその旨を県ＨＰ等により公表を行う。

報告された耐震診断の結果については、県ＨＰ等により、公表を行うとともに、耐震診断の結果、耐震性が不十分な建物の所有者に対して、耐震改修を行うよう指導・助言を行う。

(3) 特定既存耐震不適格建築物（法第 14 条、第 15 条該当）

法第 14 条第 1 項各号に規定する特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して、必要に応じて技術指針等を勘案して指導・助言等を行う。

法第 15 条第 2 項に規定する特定既存耐震不適格建築物の所有者に対しては、必要に応じて指示を行い、指示をしたにも関わらず、正当な理由がなく、指示に従わなかった場合は、その旨を県ＨＰ等により公表を行う。

(4) 既存耐震不適格建築物（法第 16 条該当）

上記(1)～(3)以外の耐震不適格建築物に対しては、必要に応じて指導・助言を行う。

表５－１　指導等規制対象一覧

	耐震診断				耐震改修		
	所有者	所管行政庁			所有者	所管行政庁	
		指導 助言	指示 公表	報告命令 結果公表		指導 助言	指示 公表
要緊急安全確認大規模建築物	義務			○	努力義務 (※2)	○	○
要安全確認計画記載建築物				○		○	○
特定既存耐震不適格建築物	努力義務	○	○ (※1)			○	○ (※1)
既存耐震不適格建築物		○			努力義務 (※3)	○	

※1　地震に対する安全性向上が特に必要な一定の用途及び規模以上のものに限る
※2　地震に対する安全性の向上を図る必要があるとき
※3　必要に応じ

表５－２　用途別指導・規制対象一覧

<table>
<tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2" rowspan="2">用途</th><th rowspan="2">特定既存耐震不適格建築物の要件</th><th rowspan="2">指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件</th><th colspan="2">耐震診断義務付け対象建築物の要件</th></tr>
<tr><th rowspan="15">要緊急安全確認大規模建築物</th><th></th></tr>
<tr><td rowspan="15">多数の者が利用する建築物</td><td rowspan="2">学校</td><td>小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校</td><td>階数２以上かつ1,000㎡以上
※屋内運動場の面積含む。</td><td>階数２以上かつ1,500㎡以上
※屋内運動場の面積含む。</td><td>階数２以上かつ3,000㎡以上
※屋内運動場の面積含む。</td></tr>
<tr><td>上記以外の学校</td><td>階数３以上かつ1,000㎡以上</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">体育館（一般公共の用に供されるもの）</td><td>階数１以上かつ1,000㎡以上</td><td>階数１以上かつ2,000㎡以上</td><td>階数１以上かつ5,000㎡以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">ボーリング場、スケート場、水泳場、その他これらに類する運動施設</td><td rowspan="9">階数３以上かつ1,000㎡以上</td><td rowspan="4">階数３以上かつ2,000㎡以上</td><td rowspan="4">階数３以上かつ5,000㎡以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">病院、診療所</td></tr>
<tr><td colspan="2">劇場、観覧場、映画館、演芸場</td></tr>
<tr><td colspan="2">集会場、公会堂</td></tr>
<tr><td colspan="2">展示場</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">卸売市場</td></tr>
<tr><td colspan="2">百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗</td><td rowspan="3">階数３以上かつ2,000㎡以上</td><td rowspan="3">階数３以上かつ5,000㎡以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">ホテル、旅館</td></tr>
<tr><td colspan="2">賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務所</td></tr>
<tr><td colspan="2">老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの</td><td rowspan="2">階数２以上かつ1,000㎡以上</td><td rowspan="2">階数２以上かつ2,000㎡以上</td><td rowspan="2">階数２以上かつ5,000㎡以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所</td><td>階数２以上かつ500㎡以上</td><td>階数２以上かつ750㎡以上</td><td>階数２以上かつ1,500㎡以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">博物館、美術館、図書館</td><td rowspan="5">階数３以上かつ1,000㎡以上</td><td rowspan="5">階数３以上かつ2,000㎡以上</td><td rowspan="5">階数３以上かつ5,000㎡以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">遊技場</td></tr>
<tr><td colspan="2">公衆浴場</td></tr>
<tr><td colspan="2">飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール、その他これらに類するもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗</td></tr>
</table>

	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）				
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		階数 3 以上かつ 2,000 ㎡以上		階数 3 以上かつ 5,000 ㎡以上
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の保留又は駐車のための施設				
	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	500 ㎡以上		階数 1 以上かつ 5,000 ㎡以上（敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る）
通行障害建築物		県及び市町村の耐震改修促進計画で指定する緊急輸送道路等の道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物	左に同じ	要安全確認計画記載建築物	法第 5 条第 3 項第 2 号及び同法第 6 条第 3 項第 1 号に定める道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物
公益上必要な建築物（防災拠点建築物）					法第 5 条第 3 項第 1 号に定める建築物

第６　建築物の耐震化の推進に関する事項

１　市が定める耐震改修促進計画

市においては、住民に最も身近な存在として、地域の実情に応じた耐震診断及び耐震改修の促進のための施策を講じることが重要である。大地震はいつどこで起きてもおかしくない状況にあり、さらに、南海トラフの巨大地震等甚大な被害をもたらす大規模地震が切迫し、住宅及び建築物の耐震化の促進がより一層求められていることから、本市では、平成 19 年度に耐震改修促進計画を策定した。

美濃加茂市耐震改修促進計画においては、国の基本方針と県の耐震改修促進計画の内容を勘案し、住宅及び多数の者が利用する建築物等の耐震化の目標を定め、さらに、市が保有する公共建築物等の耐震化の目標を定めるものとする。なお、国や県の方針、目標などの改定を鑑み適切に計画の改定等を実施する。

２　計画の推進体制

県、市町村、関係機関及び建築関係団体等で組織する「岐阜県建築物地震対策推進協議会」を活用し、耐震化への取組みの情報交換等による連携を行い、建築物の耐震化を推進する。

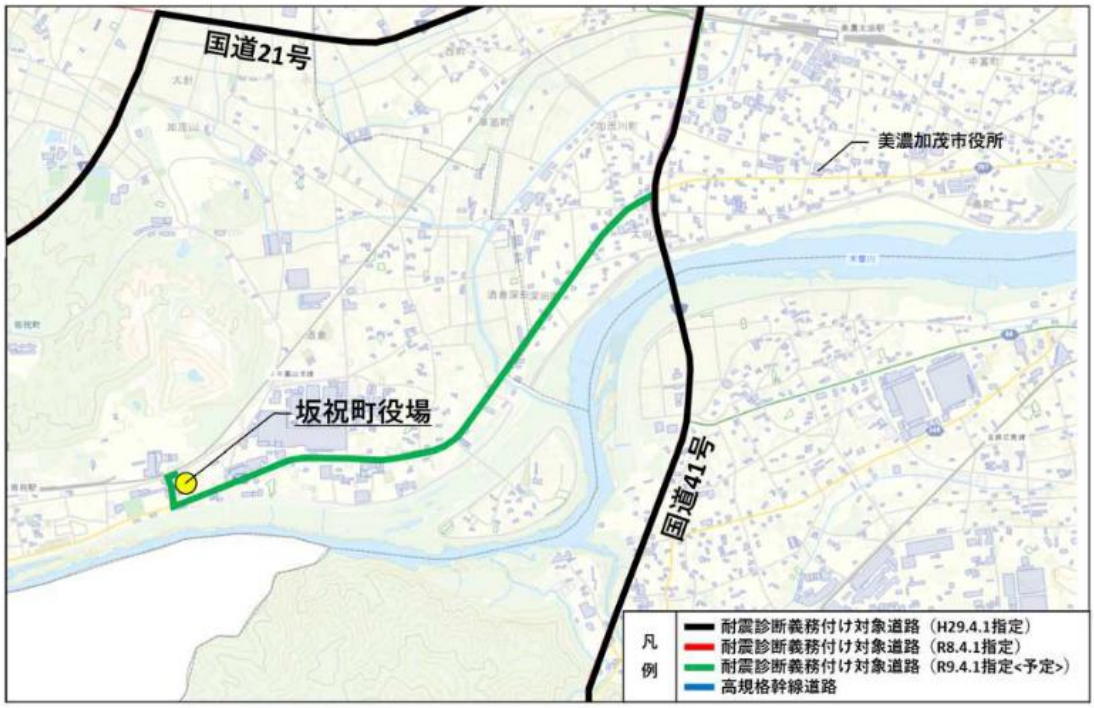
３　耐震義務化路線

隣県、県内各地域を繋ぐ特に主要な緊急輸送道路として、下図のとおり美濃加茂市内にある道路を法第５条第３項第２号に基づき令和９年４月１日から耐震義務化路線に指定する。

参考図_法第5条第3項第2号に基づき指定する道路　指定年月日　：R9.4.1<予定>　防災拠点施設　：美濃加茂市役所



参考図_法第5条第3項第2号に基づき指定する道路　指定年月日　：R9.4.1<予定>　防災拠点施設　：坂祝町役場



耐震診断結果の報告期限

＜平成 29 年 4 月 1 日指定＞

同法施行令第 4 条第 1 号で定める建築物（建物）：令和 2 年 3 月 31 日

同法施行令第 4 条第 2 号で定める建築物（ブロック塀等）：令和 11 年 3 月 31 日

＜令和 8 年 4 月 1 日指定＞

同法施行令第 4 条第 1 号で定める建築物（建物）：令和 11 年 3 月 31 日

同法施行令第 4 条第 2 号で定める建築物（ブロック塀等）：令和 11 年 3 月 31 日

＜令和 9 年 4 月 1 日指定（予定）＞

同法施行令第 4 条第 1 号で定める建築物（建物）：令和 12 年 3 月 31 日

同法施行令第 4 条第 2 号で定める建築物（ブロック塀等）：令和 12 年 3 月 31 日

注：要緊急安全確認大規模建築物については、法附則第 3 条第 2 項の規定により報告義務なし